

2023年4月17日

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地
神保町三井ビルディング 11 階
東洋建設株式会社
代表取締役社長 武澤 恭司 殿

〒106-0032

東京都港区六本木六丁目 2 番 35 号 4 階
貴社株主 合同会社 Yamauchi - No.10 Family Office

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー本館 26 階
ホワイト&ケース法律事務所

上記株主代理人弁護士

宇佐神 順



同

塩田 尚也



同

朝山 志乃



同

渡邊 玲雄



同

古川 祐介



〒102-0083

東京都千代田区麹町 4 丁目 1 番地 麹町ダイヤモンドビル
桃尾・松尾・難波法律事務所

上記株主代理人弁護士

森口 倫



同

杉本 亘雄



同

角元 洋利



同

東出 大輝



同

小松 由季



株 主 提 案 書

東洋建設株式会社（以下「当社」といいます。）の株主である合同会社 Yamauchi - No. 10 Family Office は、6か月以上前より引き続き総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主として、会社法第303条第2項、同法第305条第1項、同法第325条の3第1項第4号及び同法第325条の4第4項並びに会社法施行規則第93条に基づき、2023年6月開催予定の当社第101回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）につき、本株主提案書をもって、下記の各事項を請求いたします（以下「本株主提案」といいます。）。

なお、別紙1第2に記載の各候補者からは当社取締役及び監査役に就任することにつき承諾を得ております。また、本株主提案の議題1は各候補者を個別に選任することを求めるものであり、他の候補者の選任が承認可決されることを停止条件とするものではありません。

記

- 1 別紙1第1記載の「提案する議題」を、本総会の目的とすること
- 2 別紙1第2記載の「議案の要領及び提案の理由等」について、電子提供措置をとること

なお、本株主提案書の添付書類として、別紙2記載の各書類を本株主提案書と同封して提出します。

本株主提案に関する今後の問い合わせ等は、頭書記載の代理人（担当：桃尾・松尾・難波法律事務所）宛にお願いいたします。

以上

(別紙1)

第1 提案する議題

議題1 取締役9名選任の件

議題2 監査役1名選任の件

議題3 取締役の報酬額改定の件

第2 議案の要領及び提案の理由等

1 議題1 取締役9名選任の件

議題1の各議案に共通する提案の理由は以下のとおりです。なお、当社の株式取扱規則上、1議案に関する提案の理由が400字に制限されていることに鑑み、議案1ないし議案9の提案の理由の合計の字数を3600字以内に収めております。

取締役会及び監査役の再編

当社の現任取締役3名（武澤恭司代表取締役社長、藪下貴弘代表取締役及び佐藤護取締役）及び現任の社外取締役3名に代えて、新たに9名の取締役を選任すると共に1名の監査役を選任し、取締役会及び監査役の再編を行うことを提案します。再編された取締役会及び監査役を中心に健全なガバナンス体制を構築すると共に、当社の戦略的なビジョンの構築と、その実現に向けた経営体制を強化し、当社の潜在価値の解放と長期的な事業変革による価値創造を目指します。また、合同会社Yamauchi - No.10 Family Office（以下、そのグループ会社を含み「YF0」といいます。）の買収提案を含む対抗買収提案を真摯に検討する体制を構築し、株主価値の最大化を実現させます。各候補者がどのように当社の企業価値の向上に寄与するかについては、各候補者の略歴等の「取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等」欄をご参照ください¹。

健全なガバナンス体制の構築

後述（ご参考：現任取締役による不適切な対応及び当社のガバナンス上の問題点）の通り、上記の取締役3名を含む現任取締役による不適切な対応及び当社のガバナンス上の問題点が浮き彫りになっている中で、企業価値及び株主価値の向上には、ガバナンスの専門性及び独立性に欠けている現任取締役に代わり、十分な専門性と独立性を有する取締役を選任し、健全なガバナンス体制を構築することが不可欠です。

¹ 詳しくはYF0のウェブサイト（日本語版：<https://www.ja.rebuildtoyo.com/>、英語版：<https://www.rebuildtoyo.com/>）をご覧ください。

YF0 が取締役候補者として提案する名取氏、山口氏、松木氏及び村田氏並びに監査役候補である野中氏は、いずれもガバナンスの専門家として高い専門性と独立性を有しており、当社のガバナンス体制の再構築を担う人材です。また、このような法律家と上場企業の法務・コンプライアンス部門を率いた実績を有する者から成る、上場企業のガバナンスの専門性と体制構築の実績の両方を兼ね備えた構成によって、当社の企業価値・株主価値の最大化を実現する健全なガバナンス体制を構築します。

企業価値向上策実現のための体制の確保

YF0 は、当社に対し、詳細な経営施策、価値創造インパクトを含む企業価値向上策（以下「YF0 企業価値向上策」といいます。）を提示しました。YF0 が取締役候補者として提案する吉田氏、登坂氏、内山氏、岡田氏及び加藤氏は、インフラ関連企業を含む上場企業において取締役や部門トップを務めた実務経験を有しており、YF0 企業価値向上策又はそれ以上の企業価値向上を実現できる人材です。YF0 は、“長期的な会社の利益成長”による企業価値及び株主価値の向上を実現すべく、これまで企業価値向上策を示してきました。

他方で、当社が公表した中期経営計画や下限 50 円に加えて 3 年間配当性向 100%という非現実的な配当予想は、瞬間的に株価を上げ、当社の現行の経営陣の保身のための計画となっております。本来、事業変革による長期的な会社自身の利益成長を目指すのであれば、毎年の利益から成長投資に配分するべきであり、現行の経営陣による保身的な財務政策により、損害を受けるのは当社、当社株主及び当社の次世代の従業員です。

計画の内容も、YF0 企業価値向上策の一部施策を表層的に記載するに留まり、依然としてそれを実行可能とする体制や施策が不明です。このことから当社の中期経営計画や長期的な企業価値の向上を実現可能とする姿勢や資質がないことは明白です。

YF0 による買収提案を適切に検討するための体制

YF0 としては、YF0 による公開買付価格一株 1,000 円での対抗提案（以下「YF0 買収提案」といいます。）により当社を非公開化することが当社の企業価値・株主価値の最大化のために最善の策であると考えており、その実現にコミットしています。他方、上述のとおり、当社の現任の取締役会は、自己保身等により YF0 買収提案その他の当社の企業価値向上に資する提案を適切に検討できないことが明らかです。YF0 が提案する取締役候補者のうち、吉田氏を除く 8 名は、YF0 との取引関係等もなく独立性を有しております（吉田氏は YF0 と東洋建設の企業価値向上の検討にかかるアドバイザー契約を締結していますが、当社の取締役に選任された場合には当該契約は終了する予定です。）。この独立性を有する取締役から構成される新体制により、YF0 買収提案を含む企業価値向上策の選択肢を適切に検討することが可能になるものと考えます。新体制においては、YF0 買収提案よりも当社の企業価値向上に資する魅力的な提案がないかの確認（いわゆるマーケットチェック）も適正かつ公正に実施されるものと考えております。

〈ご参考：現任取締役による不適切な対応及び当社のガバナンス上の問題点〉

問題点① インフロニアによる公開買付けに対する不適切な賛同表明

当社の現任取締役は、インフロニア・ホールディングス株式会社（以下「インフロニア」といいます。）による公開買付価格一株 770 円での公開買付けに対する賛同表明及びその維持において、以下を含め、自己保身等のために不適切な対応を行いました。

- ・ 当社取締役とインフロニアの間で、当社取締役がインフロニアに経営参画をする旨の約定（密約）が存在したにもかかわらず、これを隠匿し、当該密約を取り交わしていた取締役が中心となり、一般株主との利益相反が生じる体制で自己保身目的の検討を行った
- ・ インフロニアによる価格提示から僅か 8 営業日で、十分な価格交渉もせずに、賛同表明及び応募推奨を行った
- ・ YFO による一株 1,000 円での対抗提案を受領したにもかかわらず、インフロニアによる一株 770 円での公開買付けに対する賛同表明を維持し、自己保身目的で一般株主がより高い株式価値を受領する機会を不当に阻止した

問題点② 対抗提案の検討における不適切な対応

YFO 買収提案の検討につき、武澤代表取締役社長、藪下代表取締役、佐藤取締役の現任取締役 3 名は、以下を含む不適切な対応を行いました。

- ・ インフロニアによる一株 770 円での公開買付けの検討と比較して、YFO 買収提案に対して不適切な差別的対応を行った
- ・ YFO 買収提案を阻止するべく買収防衛策を導入した（その後、定時株主総会直前に株主からの支持を得られず取り下げた）
- ・ YFO との交渉において、非上場化を前提とする提案には賛同できないとの不適切な説明を行い、取締役会で YFO 買収提案を誠実に検討せず、270 日以上もの間事実上放置し、対抗提案の真摯な検討を怠った
- ・ 武澤代表取締役社長が機関決定も経ないまま、YFO 買収提案に賛同できない旨の結論を記した書簡を YFO 代表に手交した
- ・ 交渉経緯における不適切な対応を恣意的に隠蔽し、事実を歪曲し、印象操作を行おうとする情報開示を繰り返した

問題点③ ガバナンス上の問題点の存在

上述の取締役 3 名を含む現任取締役が、YFO 買収提案の検討過程で、企業価値向上に向けた行動ではなく、YFO 買収提案を阻止するための行動に終始し、また、不賛同の真の理由は開示できないため、他の上辺だけの理由を取り繕うための行動をするなど、ガバナンス上の重大な瑕疵が判明しました。

現任の取締役会及び各監査役は、当該現任取締役の一連の不適切な対応をコントロールできず、実効的な経営監督の機能を果たしていません。また、全権を持つ武澤代表取締役社長が意思決定をし、取締役会はそれを追認するだけの機関となっています。YF0は、現任の取締役会に対して再三ガバナンス上の重大な瑕疵を指摘してきましたが、現任の取締役会はガバナンス上の問題点は存在しないという主張に終始しており、自律的な改善・健全化は見込めないことが明らかになりました。このため、当社のガバナンスの改革のためには抜本的な再編が必要です。

上記の問題点を踏まえた YF0 の考え：特に不適切な対応を繰り返した現任の取締役 3 名と、社外取締役及び監査役は再任されるべきではない

上述の通り、武澤代表取締役社長、藪下代表取締役及び佐藤取締役は、YF0 買収提案につき当社のガバナンス上問題となる不適切な対応を繰り返し、YF0 買収提案を含む対抗提案の検討を怠り、当社の企業価値・株主価値の向上を阻止する行動を繰り返してきました。また、当社の他の取締役についても、YF0 からの度重なる要請にもかかわらず、当該 3 名の取締役の行動を監督・是正しませんでした。

現任の取締役は、一般株主から経営を負託された取締役として、株主から期待されている責務を果たせていないことから企業価値・株主価値向上を実現できる実績・資質がないことは明白です。

また、現任の社外取締役及び監査役は、上述の不適切な対応を監督・是正できず、経営陣から独立した立場として業務執行を監督する役割を十分果たせておりません。

そのため、特に不適切な対応を繰り返した現任の取締役 3 名（武澤恭司代表取締役社長、藪下貴弘代表取締役及び佐藤護取締役）と、社外取締役及び監査役は再任されるべきではありません。

(1) 議案 1

ア 議案の要領

吉田 真也（よしだ しんや）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

吉田 真也（よしだ しんや） 1960 年 12 月 8 日生

■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月	三菱商事株式会社 入社
2013年4月	同社 執行役員 経営企画部長
2016年4月	同社 常務執行役員 新産業金融事業グループ CEO
2019年4月	同社 常務執行役員 コーポレート担当役員(国内) 兼 関西支社長
2019年6月	同社 代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員(国内) 兼 関西支社長
2020年4月	同社 代表取締役常務執行役員 コーポレート担当役員(国内開発) 兼 関西支社長
2022年2月	日本電産株式会社(現 ニデック株式会社) 会長付特命事項担当顧問
2022年4月	同社 常務執行役員
2022年5月	同社 常務執行役員 最高管理統括責任者 兼 経営企画担当役員
2022年7月	同社 専務執行役員 最高管理統括責任者 兼 経営企画担当役員
2022年10月	同社 非常勤顧問
	<重要な兼職の状況> なし
■ 所有する当社の株式の数：0株	
<p>■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>吉田氏は、三菱商事株式会社にて、不動産事業・PE投資事業を含む新産業金融事業グループ CEO として、海外都市開発事業への進出、データセンター事業の開拓など、経営戦略を変革し、新規事業を創出・実行する豊富なマネジメント経験を有しております。また、執行役員経営企画部長、代表取締役常務執行役員コーポレート担当役員を務めるなど、同社の経営管理や投資管理、ガバナンスの礎を構築してきた実績を有しています。吉田氏はかかる豊富なマネジメント経験や経営管理等の専門的知見に基づき、当社が従来の建設請負事業とは全く異なる高度な経営システムが求められる投資事業（洋上風力等）や民間建築事業での戦略的な取り組みに挑戦する上での戦略策定や真に実行可能な体制の構築に貢献し、全社変革プログラムの実現の確実性を高め、戦略的な考えに基づく経営の実行を牽引することが期待できることから当社の業務執行取締役として選任することを提案致します。</p>	
<p>■ 特別利害関係の有無</p> <p>吉田氏と YF0 は、東洋建設の企業価値向上の検討にかかるアドバイザー契約を締結していますが、当社の取締役を選任された場合には当該契約は終了する予定です。</p>	

(2) 議案 2

ア 議案の要領

登坂 章（とうさか あきら）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

登坂 章（とうさか あきら） 1959年6月3日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1983年4月	フジタ工業株式会社（現 株式会社フジタ） 入社
2008年4月	同社 建築本部 建築統括部長
2010年4月	同社 東日本支社建設統括部長 兼 東日本支社関東支店副支店長
2012年4月	同社 首都圏支社建設統括部長 兼 東京支店副支店長
2017年4月	同社 建設本部副本部長 兼 生産性向上推進部長 兼 検査部長
2020年4月	同社 建築本部 理事
2022年2月	フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社 取締役常務執行役員（現任） （注：同氏が当社の取締役に選任された場合には、同社取締役常務執行役員は辞任する予定です。）
2022年4月	株式会社コンテック 取締役専務執行役員（現任） （注：同氏が当社の取締役に選任された場合には、同社取締役専務執行役員は辞任する予定です。）
	<重要な兼職の状況> なし
■ 所有する当社の株式の数：0株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 登坂氏は、株式会社フジタにおいて東日本支社建設統括部長、首都圏支社建設統括部長及び建設本部副本部長を務めるなど、民間建築事業での最大1,000億円規模のマネジメント経験や生産性の向上、DXの推進などを執務してきた豊富な実績を有しております。またゴールドマン・サックスを再建スポンサーとする事業変革プログラムや大和ハウス工業株式会社の完全子会社後の新体制の中でも新規技術開発の企画推進に従事するなど、事業変革の経験を有しています。登坂氏はかかる民間建築事業領域における豊富な経験や専門的知見に基づき、当社において、新たな損益管	

理の仕組みの導入や経験値の形式知化、高付加価値領域の取り込みを始めとする民間建築事業の利益成長のための変革推進を牽引し、戦略策定や真に実行可能な体制の構築に貢献し、全社変革プログラムの実現の確実性を高めることが期待できることから、当社の業務執行取締役として選任することを提案致します。

■ 特別利害関係の有無

登坂氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(3) 議案 3

ア 議案の要領

内山 正人（うちやま まさと）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

内山 正人（うちやま まさと） 1955年7月23日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1978年4月	電源開発株式会社 入社
2005年3月	同社 エネルギー業務部長
2009年6月	同社 執行役員・エネルギー業務部長
2011年12月	同社 常務執行役員
2013年6月	同社 取締役常務執行役員
2015年6月	同社 取締役副社長
2016年6月	同社 代表取締役副社長
2019年4月	同社 代表取締役 副社長執行役員
	<重要な兼職の状況> なし
■ 所有する当社の株式の数：0株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 内山氏は、電源開発株式会社において販売、資源燃料、財務、人事労務、企画、総務部門に従事するなど豊富な業務経験を有し、エネルギー関連業務全般について高度な専門性を有すると共に、取締役常務執行役員、取締役副社長、取締役副社長執行役員を歴任し同社を率いると共に、エネルギー営業本部長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と専門的知見を有しています。内山氏は、かかる企業経営に	

関する豊富な経験と専門的知見に基づき、当社がこれから投資事業（洋上風力等）や民間建築事業での戦略的な取り組みを含む新たな事業変革に挑戦する上で、当社の取締役会における戦略にかかる議論の質を高め、全社変革プログラムに貢献することが期待されることから、社外取締役に選任することを提案致します。

■ 特別利害関係の有無

内山氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(4) 議案 4

ア 議案の要領

岡田 雅晴（おかだ まさはる）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

岡田 雅晴（おかだ まさはる） 1956年5月7日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1979年4月	大成建設株式会社 入社
1996年8月	同社 関東支店 建築工事作業所 所長
2005年10月	同社 関東支店 建築部長
2009年6月	同社 関東支店 営業部統括営業部長（建築）
2013年4月	同社 執行役員 関東支店長
2015年4月	同社 常務執行役員 建築営業本部長
2020年6月	同社 専務執行役員 建築第三営業本部長
2021年4月	同社 顧問
	<重要な兼職の状況> なし
■ 所有する当社の株式の数：0株	
■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等	
岡田氏は、大成建設株式会社において関東支店建築部長、同営業部統括営業部長（建築）などを務め、その後建築事業関連の営業を担当する執行役員として東南アジアをはじめとする海外を含め、全国 20 拠点の建設営業部門を牽引するなど、民間建築事業領域の営業戦略等に関する豊富な経験と専門的知見を有しています。岡田氏は、かかる民間建築事業領域における豊富な経験や専門的知見に基づき、当社	

がこれからの企業価値向上のための重要なレバーの一つである民間建築事業での利益成長の為の戦略的な取り組みへ新たに挑戦する上で、当社の取締役会における民間建築の営業戦略にかかる戦略形成の質を高め、全社変革プログラムに貢献することが期待されることから、社外取締役に選任することを提案致します。

■ 特別利害関係の有無

岡田氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(5) 議案 5

ア 議案の要領

加藤 伸一（かとう しんいち）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

加藤 伸一（かとう しんいち） 1962年6月29日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1986年4月	株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行） 入行
1998年8月	クレディ・リヨネ銀行（現 クレディ・アグリコル銀行） 東京支店 ストラクチャードファイナンス部 次長
2004年4月	GE キャピタルリーシング株式会社（現 日本 GE 株式会社） 営業 開発本部 部長
2007年7月	カリヨン銀行（現 クレディ・アグリコル銀行） 東京支店レバレ ッジド・ファイナンス部長
2011年6月	株式会社東京スター銀行 執行役最高財務責任者（CFO）
2016年12月	エクイス・エナジー・ジャパン株式会社（現：ヴィーナ・エナジー・ ジャパン株式会社） マネージングディレクター兼 COO
2017年12月	アカシア・リニューアブルズ株式会社 事業開発ディレクター
2018年7月	juwi 日本エナジー株式会社 代表取締役社長
2019年6月	RWE Renewables Japan 合同会社 日本代表兼社長
2022年3月	プログレッション・エネルギー日本合同会社 プレジデント & CEO （現任）
	<重要な兼職の状況> プログレッション・エネルギー日本合同会社 プレジデント & CEO

<p>■ 所有する当社の株式の数：0株</p>
<p>■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>加藤氏は、5カ国で18カ所の洋上風力発電所を運営する世界有数の洋上風力発電会社である独 RWE の日本代表を始めとする複数の洋上風力エネルギー関連企業において代表者として経営を率いた経験があり、技術的動向や標準仕様を含むグローバルな競争環境や日本市場での将来需給シナリオを含む洋上風力領域における豊富なマネジメント経験と専門的知見を有しています。また、東京スター銀行で執行役最高財務責任者（CFO）、エクイス・エナジージャパンでマネージングディレクター兼 COO を務め、企業経営や資本政策に関する豊富な経験と専門的知見を有しております。加藤氏のかかる洋上風力領域における豊富な経験や専門的知見は、当社の取締役会においては、洋上風力領域の経済性・リスク・競争優位性等の評価基準策定や戦略オプションの評価、事業戦略の実行等に関し多大な貢献ができると期待できることから、社外取締役として選任することを提案致します。</p>
<p>■ 特別利害関係の有無</p> <p>加藤氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>

(6) 議案 6

ア 議案の要領

名取 勝也（なとり かつや）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

名取 勝也（なとり かつや） 1959年5月15日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1986年4月	梶田江尻法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所
1990年6月	Davis Wright Tremaine 法律事務所 入所
1992年7月	Wilmer, Cutler & Pickering 法律事務所 入所
1993年7月	エッソ石油株式会社（現 ENEOS 株式会社）入社
1995年1月	アップルコンピュータ株式会社（現 Apple Japan 合同会社）入社
1998年1月	サン・マイクロシステムズ株式会社（現 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社）取締役
2002年3月	株式会社ファーストリテイリング 執行役員

2004年1月	日本アイ・ピー・エム株式会社 取締役執行役員
2010年4月	同社 執行役員
2012年2月	名取法律事務所開設、同所所長
2012年4月	オリンパス株式会社 社外監査役
2015年3月	三井海洋開発株式会社 社外取締役
2016年4月	グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員（現任）
2019年6月	オリンパス株式会社 社外取締役 監査委員会委員長
2020年6月	株式会社リクルートホールディングス 社外監査役（現任） 株式会社パソナテキーラ（現サークレイス株式会社） 社外監査役（現任）
2020年12月	ITN 法律事務所開設、同所マネージング・パートナー（現任）
2021年6月	東京製綱株式会社 社外取締役（現任）
2023年3月	日野自動車株式会社 社外監査役（現任）
	<p><重要な兼職の状況></p> <p>ITN 法律事務所 マネージング・パートナー グローバル・ワン不動産投資法人 監督役員 株式会社リクルートホールディングス 社外監査役 株式会社パソナテキーラ（現サークレイス株式会社） 社外監査役 東京製綱株式会社 社外取締役 日野自動車株式会社 社外監査役</p>
<p>■ 所有する当社の株式の数：0 株</p>	
<p>■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>名取氏は、経験豊富な国際的な弁護士であるのみならず、複数の日本企業及び外資系企業において経営に携わっており、法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する専門的知見に加え、上場企業の経営及びガバナンスに関する豊富な見識を有しています。そのため、名取氏は、当社がディスクロージャーやガバナンス、コンプライアンス体制に経営課題を抱えるところ、当社の取締役会におけるガバナンス強化について、とりわけ実務に根差した法務・コンプライアンス・リスクマネジメント及びガバナンスに関する専門的知見を提供することができます。更に、かかる見識に基づき、当社の取締役会において、経営陣による業務執行が企業価値や株主価値の最大化に向けて適切に行われているか、経営陣から独立した立場としての経営監督責任を果たすことが期待できることから、社外取締役に選任することを提案致します。</p>	
<p>■ 特別利害関係の有無</p> <p>名取氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>	

(7) 議案7

ア 議案の要領

山口 利昭（やまぐち としあき）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

山口 利昭（やまぐち としあき） 1960年6月26日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1990年3月	大阪弁護士会登録、竹内・井上法律事務所入所
1995年4月	山口利昭法律事務所 開設、同所代表弁護士（現任）
2004年6月	株式会社フレンドリー 社外監査役
2007年4月	同志社大学法科大学院 講師
2008年10月	日本内部統制研究学会（現 日本ガバナンス研究学会）理事（現任）
2010年7月	一般社団法人日本公認不正検査士協会 理事
2012年7月	日本弁護士連合会 司法制度調査会社外取締役ガイドライン検討チーム 幹事
2013年3月	株式会社ニッセンホールディングス社外取締役
2013年6月	大東建託株式会社 社外取締役（現任） 同社 評価委員会（現 ガバナンス委員会）委員
2014年8月	特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事（現任）
2014年12月	大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社 社外監査役
2015年2月	大阪市交通局 監査役
2015年6月	消費者庁公益通報者保護制度検討委員会 委員
2017年6月	大東建託株式会社 ガバナンス委員会 委員長（現任）
2018年4月	大阪市高速電気軌道株式会社 社外監査役（現任）
2018年10月	財務省 コンプライアンス推進会議 アドバイザー（現任）
2019年7月	財務省 再生プロジェクト推進会議 外部メンバー（現任）
2021年12月	大東建託株式会社 指名・報酬委員会委員長（現任）
2022年10月	金融庁 企業会計審議会 臨時委員（現任）
	<重要な兼職の状況> 山口利昭法律事務所 代表弁護士

	<p>日本ガバナンス研究学会 理事 大東建託株式会社 社外取締役 兼 ガバナンス委員会委員長 兼 指名・報酬委員会委員長 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事 大阪市高速電気軌道株式会社 社外監査役 財務省 コンプライアンス推進会議 アドバイザー 財務省 再生プロジェクト推進会議 外部メンバー 金融庁 企業会計審議会 臨時委員</p>
<p>■ 所有する当社の株式の数：0 株</p>	
<p>■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>山口氏は、経験豊富な弁護士として法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する専門的知見を有しています。複数の政府機関や上場会社においてコンプライアンスに関する会議の委員やアドバイザーを務めるなど、山口氏のかかる専門的知見は高く評価されています。さらに、企業の社外取締役・社外監査役の経験も有し、取締役会議長、指名報酬委員会委員長、M&Aにおける特別委員会委員長として活躍するなど、上場企業のガバナンスに関する豊富な見識を有しています。そのため、山口氏は、当社がディスクロージャーやガバナンス、コンプライアンス体制に経営課題を抱えるところ、かかるガバナンスの見識に基づき、当社の取締役会において、経営陣による業務執行が企業価値や株主価値の最大化に向けて適切に行われているか、経営陣から独立した立場としての経営監督責任を果たすことが期待できることから、社外取締役に選任することを提案致します。</p>	
<p>■ 特別利害関係の有無</p> <p>山口氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>	

(8) 議案 8

ア 議案の要領

松木 和道（まつき かずみち）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

<p>松木 和道（まつき かずみち） 1951年8月17日生</p>

■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1976年4月	三菱商事株式会社 入社
1979年6月	Harvard Law School 法学修士号 (LL.M) 取得
2003年1月	三菱商事株式会社 法務部長
2007年4月	同社 理事
2007年5月	経営法友会 代表幹事
2009年4月	三菱商事株式会社 理事コーポレート担当役員補佐 兼 コンプライアンス総括部長
2010年4月	東京大学大学院法学政治学研究科 客員教授
2011年4月	北越紀州製紙株式会社 (現北越コーポレーション株式会社) 執行役員
2011年6月	同社 取締役 法務省 法制審議会 新時代の刑事司法制度特別部会委員
2013年6月	北越紀州製紙株式会社 常務取締役
2016年6月	株式会社ドリームインキュベータ 社外取締役 (監査等委員) サンデンホールディングス株式会社 (現サンデン株式会社) 社外監査役
2017年6月	一般財団法人日本刑事政策研究会 理事 (現任)
2018年6月	アネスト岩田株式会社 社外取締役
2019年3月	NISSHA 株式会社 社外取締役 (現任)
2020年3月	一般社団法人日本国際紛争解決センター 理事 (現任)
2020年6月	アネスト岩田株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
	<重要な兼職の状況> NISSHA 株式会社 社外取締役 アネスト岩田株式会社 社外取締役 (監査等委員) 一般財団法人日本刑事政策研究会 理事 一般社団法人日本国際紛争解決センター 理事
■ 所有する当社の株式の数：0株	
<p>■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>松木氏は、上場企業で法務・コンプライアンス部門を率い、複雑な法的問題を含む問題に対処した幅広い実務経験に基づく専門的知見に加え、複数の企業の社外取締役 (監査等委員を含む。) としての上場企業のガバナンスに関する豊富な経験を有しています。そのため、松木氏は、当社がディスクロージャーやガバナンス、コンプライアンス体制に経営課題を抱えるところ、当社の取締役会におけるガバナンス強化について、とりわけ実務に根差した法務・コンプライアンス・リスクマネジメ</p>	

ント及びガバナンスに関する専門的知見を提供することができます。更には、当社の取締役会において、経営陣による業務執行が企業価値や株主価値の最大化に向けて適切に行われているか、経営陣から独立した立場としての経営監督責任を果たすことが期待できることから、社外取締役に選任することを提案致します。

■ 特別利害関係の有無

松木氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(9) 議案 9

ア 議案の要領

村田 恒子（むらた つねこ）を取締役として選任する。

イ 提案の理由

上記共通の提案理由のとおり。

ウ 候補者の略歴等

村田 恒子（むらた つねこ） 1958年9月27日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1982年4月	松下電器産業株式会社（現パナソニックホールディングス株式会社）入社
2003年5月	同社パナソニックシステムソリューションズ社（現パナソニックコネクタ社） 法務部長
2007年4月	同社理事ホームアプライアンス社（現くらしアプライアンス社） 法務・CSR 部長
2008年6月	松下設備ネットサービス株式会社（現パナソニックセーフティサービス株式会社） 取締役
2010年2月	文部科学省生涯学習政策局生涯学習官
2013年7月	パナソニック株式会社リーガル本部特命担当理事
2014年1月	日本年金機構 理事
2016年1月	同機構 監事
2018年6月	株式会社日本政策金融公庫社外監査役 株式会社アドバンテスト 社外取締役 監査等委員
2019年6月	株式会社フジクラ 社外取締役 監査等委員
2021年3月	株式会社ミルボン 社外取締役（現任）
2021年6月	株式会社カクヤスグループ 社外取締役（現任）

2022年6月	株式会社東京精密 社外取締役 監査等委員（現任） サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役 監査等委員（現任）
	<重要な兼職の状況> 株式会社ミルボン 社外取締役 株式会社カクヤスグループ 社外取締役 株式会社東京精密 社外取締役 監査等委員 サンフロンティア不動産株式会社 社外取締役 監査等委員
■ 所有する当社の株式の数：0株	
<p>■ 取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等</p> <p>村田氏は、上場企業で法務・CSR部門を率いた実務経験に基づき、法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する専門的知見を有します。それに加えて、企業の社外取締役（監査等委員を含む。）としての上場企業のガバナンスに関する豊富な経験も有しています。そのため、村田氏は、当社がディスクロージャーやガバナンス、コンプライアンス体制に経営課題を抱えるところ、当社の取締役会におけるガバナンス強化について、とりわけ実務に根差した法務・コンプライアンス・リスクマネジメント及びガバナンスに関する知見を提供することができます。更には、当社の取締役会において、経営陣による業務執行が企業価値や株主価値の最大化に向けて適切に行われているか、経営陣から独立した立場としての経営監督責任を果たすことが期待できることから、社外取締役に選任することを提案致します。</p>	
<p>■ 特別利害関係の有無</p> <p>村田氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。</p>	

（注）

- (1) 内山正人氏、岡田雅晴氏、加藤伸一氏、名取勝也氏、山口利昭氏、松木和道氏及び村田恒子氏は、社外取締役候補者であります。
- (2) 内山正人氏、岡田雅晴氏、加藤伸一氏、名取勝也氏、山口利昭氏、松木和道氏及び村田恒子氏が社外取締役に就任された場合、同氏らとの間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額と致します。

2 議題2 監査役1名選任の件

(1) 議案10

ア 議案の要領

野中 智子（のなか ともこ）を監査役として選任する。

イ 提案の理由

当社の現任監査役は、上述した取締役3名を含む現任取締役による不適切な対応に対して、YF0から繰り返しガバナンス上の問題点及びその是正を指摘されたにもかかわらず、一向に監督・是正できず、業務執行を監督する役割を十分果たせていません。

このため、現任監査役に欠けている独立性、実効性を改善するためには、ガバナンスの十分な専門性と独立性を有する監査役を選任することが不可欠です。

野中氏は、社外取締役等の豊富な経験を有し、ガバナンスの専門家として高い専門性と独立性を有する、ガバナンス体制の再構築を担う最適な人材といえます。野中氏を選任することによって、これまで当社の現任監査役のみでは十分に果たせてこなかった、当社の業務執行に対する経営監督機能を向上させ、不健全なガバナンス体制も改善します。

ウ 候補者の略歴等

野中 智子（のなか ともこ） 1956年6月3日生	
■ 略歴、地位、担当及び担当並びに重要な兼職の状況	
1995年4月	東京弁護士会登録、河鰭法律事務所 入所
1999年4月	東京銀座法律事務所 共同経営弁護士
2009年4月	最高裁判所司法研修所 民事弁護教官
2013年10月	法務省 新司法試験・司法試験予備試験審査委員（民事訴訟法）
2018年2月	野中・瓦林法律事務所 共同経営弁護士（現任）
2019年6月	福山通運株式会社 社外取締役（現任）
	<重要な兼職の状況> 野中・瓦林法律事務所 共同経営弁護士 福山通運株式会社 社外取締役
■ 所有する当社の株式の数：0株	
■ 監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要等 野中氏は、28年以上の弁護士経験を有し、様々な法的問題に対処してきた豊富な経験を有するのみならず、最高裁判所司法研修所の民事弁護教官や法務省の新司法試験・司法試験予備試験審査委員を務めるなど、その法的知識や専門性は高く評価されています。また、2019年から上場会社である福山通運株式会社の社外取締役も務めており、上場会社の法務及びコンプライアンス及びガバナンスについても精通しています。そのため、野中氏は当社の監査役として、特に当社のガバナンスの問題について、当社取締役会が適切に対応を行っているか、監督する責任を果たすこと	

ができます。したがって、野中氏を社外監査役に選任することを提案致します。

■ 特別利害関係の有無

野中氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注)

- (1) 野中智子氏は、社外監査役候補者であります。
- (2) 野中智子氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額と致します。

3 議題3 取締役の報酬額改定の件

(1) 議案11 取締役の報酬額改定の件

ア 議案の要領

議案1ないし9の取締役9名選任の件の候補者の全部又は一部の選任が承認可決されたことを条件として、取締役の報酬限度額である月額33百万円のうち、社外取締役分を月額10百50万円以内とする。

イ 提案の理由

当社の取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第98回定時株主総会において、月額33百万円以内（うち社外取締役分月額3百万円以内）とする旨決議されています。なお、決議時における取締役の員数は9名（うち社外取締役は2名）でした。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第1号ないし第9号議案が承認可決され、現任の6名の取締役（うち社外取締役3名）が再任されなかった場合、取締役は11名（うち社外取締役7名）となりますので、社外取締役の員数増加に伴い、社外取締役の報酬限度額の増額を提案します。

(別紙2)

- 1 個別株主通知申出受付票（1通）及び個別株主通知済通知書（1通）
- 2 委任状（1通）
- 3 合同会社 Yamauchi - No. 10 Family Office 本人確認書類
 - ア 履歴事項全部証明書（1通）
 - イ 印鑑証明書（1通）
- 4 代理人弁護士の登録等証明書（5通）及び会員証明書（5通）